仕様書

1 業務名

京都府立清明高等学校AP取替作業等業務

2 目的

京都府立清明高校におけるネットワーク環境の整備を図るため、GIGA ネットワーク LAN ケーブルの敷設、新規無線アクセスポイント及び POE スイッチ設置作業を実施するもの

3 委託期間

契約日から令和8年1月31日まで

4 業務履行場所

京都府立清明高等学校(京都市北区小山南大野町)

5 業務内容

(1) 対象建築物·筒所

京都府立清明高等学校

(別添1 府立清明高校 AP 取替作業等業務 機器設置箇所一覧のとおり)

- (2)内容
 - (ア)別添1記載のAP (無線アクセスポイント)取付教室にGIGA スクール構想に対応 したLAN ケーブル (Category6A または光ファイバケーブル)を敷設する。既存 のCategory6 配線が使用可能な箇所については、既存配線を活用すること。
 - (4)別添1記載の箇所に AP 及び POE スイッチを新設する。POE スイッチについては 給電容量を考慮し、既存の物理構成の変更も可能とする。
 - (ウ) 設置後、各設定を行い、正常に作動しているか動作確認を行うこと。
 - (エ)使用機器は以下の通りとし、ネットワーク管理システムの仕様上、他製品の使用は不可とする。
 - AP (新設)

バッファロー WAPM-1266R:43 台

POE スイッチ (新設)

Meraki MS130-8P Cloud Managed 8GE 120W PoE Switch:3台

POE スイッチ (既設を流用)

Meraki MS130-24P Cloud Managed 24GE 370W PoE Switch:1台

- (オ)機器設置に伴い、必要な既存機器の設定変更を行うこと。現行の運用保守業者と連携し、必要な設定変更費用も含めること。
- (カ) 現行設置されている無線アクセスポイントは撤去し、撤去後の天井部の補修対 応も含めること。

4 作業条件

- (1) 実施時間
 - ・平日:8時30分~17時00分
 - ・土、日、祝:原則休業(必要に応じて協議)
- (2) 通行規制
 - ・通学時間(8:00~8:40)は入場禁止とする。
 - ・下校時間(15:30以降)は徐行・安全に配慮すること。
 - ・学校の許可がある場合はこの限りではない。
- (3) 記録写真
 - ・完了写真:業務前後の同一アングルで撮影し、比較可能とすること。
 - ・作業写真:業務の流れが分かるように撮影し、隠蔽箇所等も記録すること。
- (4) 業務完了報告

以下の書類を紙媒体、日本語にて提出すること。

- 導入機器一覧
- ライセンス一式
- 試験成績表
- 校内配線図
- ・ネットワーク構成図
- ・アスベスト調査結果報告書
- 完成写真
- 業務関連書類一式
- (5) その他
 - ・作業に伴い発生した廃棄物は、産業廃棄物処理票(マニフェスト)制度により 適切な処理を行うこと。
 - ・業務用水・電力:既存施設を無償で利用可能。
 - ・仮囲い:不要
 - ・既存部分の養生:学校職員と協議のこと。

5 石綿事前調査の実施及び石綿事前調査結果の報告について

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき、実施する建築物や工作物の解体・ 改修工事における石綿含有の事前調査を行った上で、事前調査結果説明書面を発注 者に提出し報告すること。調査費用は、本件見積に含めること。なお、調査の結果ア スベストの含有があった場合は、十分な対策を取った上で工事を行うこと。

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき実施する建築物や工作物の解体・改修工事における石綿含有の事前調査について、労働基準監督署及び京都府(京都市域の場合は京都市)に事前調査結果の報告を行うこと。なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。【石綿事前調査結果報告システム】 https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/

6 その他

・本仕様書に記載のない事項については、京都府と協議すること

・ 導入機器の保守運用

保守・運用については本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間、サポート体制については十分に考慮の上、別途、受託者にて提案すること。

- ・以下の規程について遵守すること。
 - ア 京都府情報セキュリティ基本方針
 - イ 京都府情報セキュリティ対策基準
 - ウ 京都府教育情報ネットワークシステム(京都みらいネット)に関する情報 セキュリティ実施手順
 - エ 京都府教育情報ネットワークシステム利用規程(京都みらいネット利用規程)
 - オ 京都府立学校情報セキュリティ対策基準